

監査基準報告書580「経営者確認書」の改正について

2024年2月8日  
日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書580</p> <p style="text-align: center;"><b>経営者確認書</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2012年6月15日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2020年3月17日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2021年12月7日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2024年2月8日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第28号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 ・ 本報告書(2011年12月22日)は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後</p>	<p>監査基準報告書580</p> <p style="text-align: center;"><b>経営者確認書</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2012年6月15日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2020年3月17日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2021年12月7日 <u>最終改正</u> 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第28号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (同 左)</p>

新	旧
<p>開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（2012年6月15日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る監査から適用する。</li> <li>本報告書（2015年5月29日）は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>本報告書（2019年6月12日）は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</li> <li>本報告書（2020年3月17日）は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査及び2020年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>本報告書（2021年1月14日）は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>《付録1》及び《付録2》の会計上の見積りの監査に関連する事項は、2023年3月31日以後終了する事業年度に係る監査及び2022年9月に終了する中間会計期間に係る中間監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る監査及び中間会計期間に係る中間監査から実施することを妨げない。</li> <li>上記以外の改正は、2022年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。</li> </ul> </li> <li>本報告書（2021年8月19日）は、2021年9月1日から適用する。</li> <li>本報告書（2021年12月7日）は、2022年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。なお、2021年1月14日付けで改正された《付録1》及び《付録2》の会計上の見積りの監査に関連する事項は、2023年3月決算に係る監査及び2022年9月に終了する中間会計期間に係る中間監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る監査及び中間会計期間に係る中間監査から実施することを妨げない。</li> <li>本報告書（2024年2月8日）は、<u>2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>以 上</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> </li> <li>本報告書（2024年2月8日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div>

新	旧
<p>《付録1 経営者確認書に関する要求事項を含む他の監査基準報告書の一覧》(第2項参照) (省略)</p> <p>《付録2 経営者確認書の記載例》(第14項参照)</p> <p>以下の経営者確認書の記載例には、財務諸表監査において、本報告書及び他の監査基準報告書で要求される確認事項が含まれている。以下の記載例は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を前提に作成している。なお、これらの文例は、状況に応じて適宜修正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法に基づく監査の経営者確認書(計算書類)</li> <li>2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書(連結財務諸表)</li> <li>3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書(中間連結財務諸表)</li> <li>4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)</li> </ol> <p>1. 会社法に基づく監査の経営者確認書(計算書類)の記載例 (省略)</p> <p>2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書(連結財務諸表)の記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿(注1)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名 ) (若しくは記名押印又は電子署名) 財務・経理担当取締役 (署名 ) (若しくは記名押印又は電子署名)</p> <p>本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表(以下「財務諸表等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表等</p> <p>1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、財務諸表</p> </div>	<p>《付録1 経営者確認書に関する要求事項を含む他の監査基準報告書の一覧》(第2項参照) (省略)</p> <p>《付録2 経営者確認書の記載例》(第14項参照)</p> <p>以下の経営者確認書の記載例には、財務諸表監査において、本報告書及び他の監査基準報告書で要求される確認事項が含まれている。以下の記載例は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を前提に作成している。なお、これらの文例は、状況に応じて適宜修正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法に基づく監査の経営者確認書(計算書類)</li> <li>2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書(連結財務諸表)</li> <li>3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書(中間連結財務諸表)</li> <li>4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)</li> </ol> <p>1. 会社法に基づく監査の経営者確認書(計算書類)の記載例 (省略)</p> <p>2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書(連結財務諸表)の記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿(注1)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名 ) (若しくは記名押印又は電子署名) 財務・経理担当取締役 (署名 ) (若しくは記名押印又は電子署名)</p> <p>本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表(以下「財務諸表等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表等</p> <p>1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、財務諸表</p> </div>

新	旧
<p>等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則等」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任（継続企業的前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。財務諸表等は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。</p> <p>2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。</p> <p>3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。</p> <p>4. 関連当事者との関係及び取引は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注3）</p> <p>5. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。（注3）</p> <p>6. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注3）</p> <p>7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注3）（注5）</p> <p>8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（本報告書のA9項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照）</p> <p>提供する情報</p> <p>9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。</p> <p>(1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会</p> <p>(2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書</p> <p>(3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報</p> <p>(4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社グループの役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>10. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等に反映されております。</p> <p>11. 不正による財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示して</p>	<p>等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則等」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任（継続企業的前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。財務諸表等は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。</p> <p>2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。</p> <p>3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。</p> <p>4. 関連当事者との関係及び取引は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注3）</p> <p>5. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。（注3）</p> <p>6. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注3）</p> <p>7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注3）（注5）</p> <p>8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（本報告書のA9項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照）</p> <p>提供する情報</p> <p>9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。</p> <p>(1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会</p> <p>(2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書</p> <p>(3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報</p> <p>(4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>10. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等に反映されております。</p> <p>11. 不正による財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示して</p>

新	旧
<p>おります。</p> <p>12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 経営者による不正又は不正の疑い</li> <li>－ 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い</li> <li>－ 上記以外の者による財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</li> </ul> <p>13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <p>14. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>15. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注4）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>16. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（本報告書のA10項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照）。</p> <p>18. . . . . .</p> <p>19. . . . . .</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>おります。</p> <p>12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 経営者による不正又は不正の疑い</li> <li>－ 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い</li> <li>－ 上記以外の者による財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</li> </ul> <p>13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <p>14. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>15. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注4）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>16. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（本報告書のA10項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照）。</p> <p>18. . . . . .</p> <p>19. . . . . .</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p><b>3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書（中間連結財務諸表）の記載例</b></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人  指定社員  業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 株式会社  代表取締役 （署名 ）  （若しくは記名押印又は電子署名）  財務・経理担当取締役 （署名 ）  （若しくは記名押印又は電子署名）</p> <p>本確認書は、当社の半期報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の中間会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間財務諸表及び同期間の連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表（以下「中間財</p>	<p><b>3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書（中間連結財務諸表）の記載例</b></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人  指定社員  業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 株式会社  代表取締役 （署名 ）  （若しくは記名押印又は電子署名）  財務・経理担当取締役 （署名 ）  （若しくは記名押印又は電子署名）</p> <p>本確認書は、当社の半期報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の中間会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間財務諸表及び同期間の連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表（以下「中間財</p>

新	旧
<p>務諸表等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、有用な情報を表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>中間財務諸表等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「中間財務諸表等規則等」という。)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して中間財務諸表等を作成する責任(継続企業の前提に基づき中間財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)を果たしました。中間財務諸表等は、中間財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しております。</li> <li>2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。</li> <li>3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。</li> <li>4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して適切に処理しております。(注3)</li> <li>5. 中間決算日後本確認書の日付までに発生した中間財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。(注3)</li> <li>6. 中間財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、中間財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して適切に処理又は注記されております。(注3)</li> <li>7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても中間財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注3)(注5)</li> <li>8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(本報告書のA9項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照)</li> </ol> <p>提供する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。</li> </ol>	<p>務諸表等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、有用な情報を表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>中間財務諸表等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「中間財務諸表等規則等」という。)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して中間財務諸表等を作成する責任(継続企業の前提に基づき中間財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)を果たしました。中間財務諸表等は、中間財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しております。</li> <li>2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。</li> <li>3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。</li> <li>4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して適切に処理しております。(注3)</li> <li>5. 中間決算日後本確認書の日付までに発生した中間財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。(注3)</li> <li>6. 中間財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、中間財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して適切に処理又は注記されております。(注3)</li> <li>7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても中間財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注3)(注5)</li> <li>8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(本報告書のA9項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照)</li> </ol> <p>提供する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。</li> </ol>

新	旧
<p>(1) 記録、文書及びその他の事項等、中間財務諸表等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会</p> <p>(2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書</p> <p>(3) 貴監査法人から要請のあった中間監査のための追加的な情報</p> <p>(4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社グループの役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>10. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、中間財務諸表等に反映されております。</p> <p>11. 不正による中間財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。</p> <p>12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 経営者による不正又は不正の疑い</li> <li>－ 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い</li> <li>－ 上記以外の者による中間財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</li> </ul> <p>13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <p>14. 中間財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>15. 中間財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注4）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>16. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（本報告書のA10項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照）。</p> <p>18. . . . . .</p> <p>19. . . . . .</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(1) 記録、文書及びその他の事項等、中間財務諸表等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会</p> <p>(2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書</p> <p>(3) 貴監査法人から要請のあった中間監査のための追加的な情報</p> <p>(4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>10. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、中間財務諸表等に反映されております。</p> <p>11. 不正による中間財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。</p> <p>12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 経営者による不正又は不正の疑い</li> <li>－ 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い</li> <li>－ 上記以外の者による中間財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</li> </ul> <p>13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。</p> <p>14. 中間財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>15. 中間財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注4）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>16. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。</p> <p>17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（本報告書のA10項及び本付録の4. その他追加項目の確認事項参照）。</p> <p>18. . . . . .</p> <p>19. . . . . .</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>4. その他追加項目の確認事項（財務諸表監査全般に共通する事項）の記載例 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>4. その他追加項目の確認事項（財務諸表監査全般に共通する事項）の記載例 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上